

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（抜粋）

(処方箋医薬品の販売)

第 49 条第 1 項 薬局開設者又は医薬品の販売業者は、医師、歯科医師又は獣医師から処方箋の交付を受けた者以外の者に対して、正当な理由なく、厚生労働大臣の指定する医薬品を販売し、又は授与してはならない。ただし、薬剤師等に販売し、又は授与するときは、この限りでない。

(許可の取消し等)

第 75 条第 1 項 厚生労働大臣は、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器若しくは再生医療等製品の製造販売業者、医薬品（体外診断用医薬品を除く。）、医薬部外品、化粧品若しくは再生医療等製品の製造業者又は医療機器の修理業者について、都道府県知事は、薬局開設者、医薬品の販売業者、第 39 条第 1 項若しくは第 39 条の 3 第 1 項の医療機器の販売業者若しくは貸与業者又は再生医療等製品の販売業者について、この法律その他薬事に関する法令で政令で定めるもの若しくはこれに基づく処分に違反する行為があつたとき、又はこれらの者（これらの者が法人であるときは、その薬事に関する業務に責任を有する役員を含む。）が第 5 条第 3 号若しくは第 12 条の 2 第 2 項、第 13 条第 6 項（同条第 9 項において準用する場合を含む。）、第 23 条の 2 の 2 第 2 項、第 23 条の 21 第 2 項、第 23 条の 22 第 6 項（同条第 9 項において準用する場合を含む。）、第 26 条第 5 項、第 30 条第 4 項、第 34 条第 4 項、第 39 条第 5 項、第 40 条の 2 第 6 項（同条第 8 項において準用する場合を含む。）若しくは第 40 条の 5 第 5 項において準用する第 5 条（第 3 号に係る部分に限る。）の規定に該当するに至つたときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。